



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 16 日 (月曜日) 第 156 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| 目 次 | 頁 |
|-------------------------------------|---|
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 1 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (“) 1 | |
| ○県営土地改良事業計画の変更 (2件) …………… (農村整備課) 2 | |
| ○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産振興課) 3 | |
| ○落札者等の公告…………… 3 | |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3 | |
| ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3 | |

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイレックス赤江店
宮崎市大字本郷北方2237番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年6月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,632㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物西側及び南側 93台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 10台 (駐輪場No.1)
建物南側 10台 (駐輪場No.2)
合計 20台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 65㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 21.39㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北西側及び南東側
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
令和2年10月29日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和2年11月16日から令和3年3月16日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - 期間
令和2年11月16日から令和3年3月16日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

| | |
|---|--|
| <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 エル一万城 北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855番14 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンリブ 代表取締役 菊池毅 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤秀晴 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 (変更後) 株式会社サンリブ 代表取締役 菊池毅 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤秀晴 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 有限会社肉のながやま 代表取締役 永山明宏 都城市志比田町5548番地12 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町6番28号 日高幸一郎 北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855-14 有限会社魚人 代表取締役 岩木宣子 延岡市稲葉崎町二丁目 133番地 サークルフーズ株式会社 代表取締役 局聖一 大分県大分市新町6番70号 (変更後) 株式会社サンリブ 代表取締役 菊池毅 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町6番28号 日高幸一郎 北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855-14 株式会社宮崎南イワキ 代表取締役 広瀬浩文 宮崎市新別府町雀田1185-14 サークルフーズ株式会社 代表取締役 局聖一 大分県大分市新町6番70号</p> <p>4 変更する年月日 令和2年5月25日</p> <p>5 変更する理由 建物設置者の代表者及び小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和2年11月2日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和2年11月16日から令和3年3月16日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先</p> | <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年11月16日から令和3年3月16日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、平廻地区県営土地改良事業（宮崎市、県営ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 令和2年11月16日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 令和2年11月16日から令和2年12月15日まで</p> <p>3 縦覧場所 宮崎市役所農村整備課内 宮崎市役所佐土原総合支所農林建設課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、蛸の口地区県営土地改良事業（高鍋町、県営ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 令和2年11月16日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 令和2年11月16日から令和2年12月15日まで</p> <p>3 縦覧場所 高鍋町役場農業政策課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p> |
|---|--|

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験項目 | 違反の有無及び違反の内容 |
|-------------------------------|------|--------------------|--------|------------------------------------|--------------|
| 株式会社コムテック 高原工場 高原町 | 同左 | Mow Kids (キッズ) | 令和2年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社コムテック 高原工場 高原町 | 同左 | Mow Jump (ジャンプ) | 令和2年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社コムテック 高原工場 高原町 | 同左 | Mow Step (ステップ) | 令和2年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社コムテック 第2TMRセンター 都城市 | 同左 | Mステップ | 令和2年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 随意契約に係る調達件名
業務サーバ機器の賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年10月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 随意契約に係る契約金額
110,906,400円(消費税込)
- 随意契約による理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年11月2日現在次のとおりである。

令和2年11月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,165人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,532人

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年11月2日現在次のとおりである。

令和2年11月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

東諸県郡選挙区 7,447人

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|